

農協改革案の再検討を求める意見書

平成26年5月、規制改革会議農業ワーキンググループは、「農業改革に関する意見」を公表し、これを受けて規制改革会議が農業改革案を決定した。

この案のうち、農協改革については、全国農業協同組合中央会（JA全中）の廃止、全国農業協同組合連合会（全農）の株式会社化、単協の専門化・健全化の推進として信用事業の農林中金（信連）への移管、共済事業の共済連の窓口・代理店化、さらには、准組合員の事業利用規制などの案が盛り込まれている。

その後、中央会のあり方の抜本的見直しを含め、今後5年間で農協改革集中推進期間として、農協の自己改革の実行を要請することが規制改革会議の答申に盛り込まれ安倍首相に提出された。

郡上市のような中山間地域において、農協は戦後の荒廃期から現在に至るまで、農業面では個々の農家では保有できないカントリーエレベーター・育苗センター・選果場などの設置、生活面では介護事業やデイサービスセンターなどの設置、さらには山間地におけるライフラインのためのガソリンスタンドの設置など、組合員や地域住民のために各種事業を展開し、農政の一翼を担ってきた。しかしこれらの事業は、経営努力はしているものの、事業単独では採算が合わないものがほとんどであり、信用事業・共済事業の収益で賄っているのが現状である。今回の改革案は、農協の自己改革を促すものであり、単協の信用事業・共済事業の見直しという方針に即した改革を求めるものであるが、現場の実態に配慮し進められるべきである。

また、今回の改革案の策定に際しては関係者との十分な意見交換を経ることなく、性急なスケジュールで検討が進められていることから、真に農業者のための観点において現場を踏まえた改革が必要である。

そこで、規制改革会議の最終答申を踏まえた法案化作業を進めるにあたっては、当事者である農協や現場の農業者、農業団体、地域住民などの意見を聴き、真に日本の農業を強くするために改革案の再検討を強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月30日

岐阜県郡上市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣